

日公連第39号
令和6年8月30日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊 様

日本公証人連合会
会長 中田 和 範



起業家の負担軽減に向けた定款認証48時間処理の実施地域の拡大
と定款案の提出から法人設立登記までの72時間処理について
(周知依頼)

平素から、公証業務の運営に関しまして、深い御理解と御協力を賜り、
厚く御礼を申し上げます。

さて、既に御案内のとおり、本年1月10日から東京都及び福岡県の
公証役場において、日本公証人連合会ホームページに掲載の定款作成支
援ツールを使用して作成した定款については、48時間以内に定款認証
手続(以下「48時間処理」という。)を完了させる運用を開始している
ところですが、これらに加え、本年9月20日から神奈川県、埼玉県、千
葉県、愛知県及び大阪府の公証役場においても、この運用を拡大実施す
ることにいたしました。

また、「デジタル行財政改革取りまとめ2024」(令和6年6月18
日デジタル行財政改革会議決定)及び「規制改革実施計画」(同月21日
閣議決定)において定款認証の見直しが盛り込まれたことを受け、別紙
のとおり、48時間処理の対象となる定款については、管轄法務局と連
携して、定款案の提出から法人設立登記までを原則として72時間以内
に完了させる新たな運用(以下「72時間処理」という。)を開始するこ
とになりました。

つきましては、これらの取組について、貴会会員の皆様にお知らせい
ただきたく、周知方お願い申し上げます。

(別紙)

定款認証及び設立登記の72時間処理の概要

1 72時間処理の対象

48時間処理をした定款について、次の要件を満たす場合には、定款案の提出から法人設立登記までを原則として72時間以内に完了させる。この場合の72時間以内の考え方は、定款認証を48時間以内、設立登記を24時間以内とし、定款認証後から設立登記申請がされるまでの嘱託人側の処理時間は含まない。

- ① 48時間処理の対象となる定款であること。
- ② 定款認証後1週間以内にオンラインにより設立登記を申請する予定で、かつ、添付書面情報が全て電磁的記録により作成される予定のものであること。
- ③ 収入印紙ではなく電子納付が利用される予定のものであること。

2 公証役場での対応

公証人は、48時間処理の対象の嘱託があった場合には、嘱託人に対して、上記1の①～③の説明をし、次の①、②の希望の確認等をした上で、管轄法務局に情報提供をする。

- ① 嘱託人に対し、72時間処理を希望するかどうか聴取する。
- ② 希望する場合には、公証人から管轄法務局にその旨の情報を提供する旨説明し、了承を得る。
- ③ 定款認証後、速やかに管轄法務局に電子メールで情報提供をする。定款認証日に設立登記申請が予定されている場合には、速やかに電話により一報した上で、電子メールを送付する。